

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年8月14日
【四半期会計期間】	第18期第2四半期（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）
【会社名】	株式会社トライアイズ
【英訳名】	TriIs Incorporated
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 池田 均
【本店の所在の場所】	東京都千代田区紀尾井町4番1号
【電話番号】	03 - 3221 - 0211
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 赤根 克洋
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区紀尾井町4番1号
【電話番号】	03 - 3221 - 0211
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 赤根 克洋
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第17期 第2四半期連結 累計期間	第18期 第2四半期連結 累計期間	第17期
会計期間	自平成23年 1月1日 至平成23年 6月30日	自平成24年 1月1日 至平成24年 6月30日	自平成23年 1月1日 至平成23年 12月31日
売上高(千円)	3,329,444	2,807,341	5,987,840
経常利益(千円)	89,581	104,895	29,572
四半期(当期)純利益(千円)	113,313	41,225	25,954
四半期包括利益又は包括利益(千円)	112,223	43,897	25,310
純資産額(千円)	7,063,972	6,860,073	6,918,379
総資産額(千円)	8,828,724	8,164,989	7,915,430
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	92.88	34.35	21.45
潜在株式調整後1株当たり四半期(当 期)純利益金額(円)	-	34.08	21.33
自己資本比率(%)	79.2	83.6	87.2
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	473,251	781,578	40,800
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	12,162	16,286	32,705
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	247,981	144,351	259,521
現金及び現金同等物の四半期末(期末) 残高(千円)	2,177,778	2,329,491	1,671,620

回次	第17期 第2四半期連結 会計期間	第18期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自平成23年 4月1日 至平成23年 6月30日	自平成24年 4月1日 至平成24年 6月30日
1株当たり四半期純利益金額(円)	262.52	123.29

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、第17期第2四半期連結累計期間においては、潜在株式は存在するものの希薄化効果を有しないため記載しておりません。

4. 第17期第2四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

#### 2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものです。

#### (1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間における我が国経済は、緩やかに回復しております。シニア世代が牽引する個人消費が好調なうえ、東日本大震災からの復興需要も内需の下支えとなっており、国内景気の足取りは堅調と言えると思います。唯、欧州債務危機の影響から急激な円高が進行し、夏場に向けての電力不足という足枷が、堅調な内需へ影を落とす可能性は否定できず、さらには、中国経済の継続的な減速、米国経済の回復の陰り等、我が国を取り巻く環境は、引き続き油断のできない状況であると言えます。

このような経済環境の中、当社グループは、景気変動の影響を受けない企業グループとして、小さくとも知性を使って、その世界ではNo.1となり光る企業グループを目指すという目標に取り組んでおります。その実現に向け、既存事業ポートフォリオである建設コンサルタント及びファッションブランド事業について、それぞれが前期に続き黒字化を達成できるように「イノベーションによるコスト優位の確立」を全グループ会社で共有し、業績改善に全力を注いでまいりました。

これらの結果、当社グループの当第2四半期連結累計期間の売上高は2,807百万円（前年同期比15.7%減）となりました。販売費及び一般管理費は923百万円（前年同期比8.6%減）と更なる削減を実現した結果、営業利益は87百万円（前年同期比40.3%増）、経常利益は104百万円（前年同期比17.1%増）、税金等調整前四半期純利益は85百万円（前年同期比52.7%減）、四半期純利益は41百万円（前年同期比63.6%減）となりました。

当第2四半期連結累計期間におけるセグメント別の業績は以下のとおりです。

#### (建設コンサルタント)

建設関連事業を取り巻く環境は、東日本大震災後復興関連で政府建設投資が増加したことから、公共部門の堅調推移が見込まれます。ただし、国内需要は1992年度以降先細り傾向にあり、復興関連工事が一巡した後は厳しい状況になる可能性もあります。(株)クレアリアの属する建設コンサルタント業界においては緊急災害調査の業務に続いて、復興に向けた調査・解析・設計業務が前四半期から出件されるようになり、福島県では原発事故の影響で、出件が遅れているものの、宮城県に続き、岩手県でも複数の業務を同社で受注することが出来ました。同社としては引き続き東北復興関連に注力していき、その実績を他のエリアへ展開してまいります。また、検証ダムとして今後の事業化が目ざされていたハツ場ダムの事業継続が決まり、当社の関わりが深いいくつかのダムも継続が決定し、今後の受注増を図ります。

さらに、国内需要の縮小への対処として始めた、韓国における公共インフラ事業での受注活動も引き続き積極的に行っており、同国における受注拡大は同社の経営目標の一つとして認識し、韓国案件チームの拡大を目指しております。

これらの結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は1,754百万円（前年同期比18.9%減）と減収となったものの、営業利益57百万円（前年同期比22.2%増）となりました。

#### (ファッションブランド事業)

ファッションブランド事業においては、個人消費はゆるやかに持ち直しているものの雇用や社会保障制度の先行き不安などによる、人々の心理の落ち込みや消費を抑制しようとする国民の態度は依然として根強く、いまだ先行きの不透明感が残っております。

そうした厳しい経営環境のなか、当社グループのファッションブランド事業については、徹底したコスト削減を実行しております。ファッションブランド事業子会社全体で前年同期比約11%のコスト削減を達成し、売上が減少してもその分をカバーし、セグメント全体では、前年同期以上の営業利益を確保しました。

東京ブラウス(株)については、実店舗網では売上減少が影響し少額ながら赤字となりましたが、一方で当社が管理するCLATHASブランドのライセンス事業からのロイヤリティ収入で大きく収益改善することができま

した。今後も販売チャネルを実店舗網とEコマースに絞り、両チャネルからのお客様動向や売れ筋商品のトレンド情報を吸い上げ、個客経験の共創（一人ひとりの個客のニーズを捉える）を遂行しながら業績拡大を目指します。それとともに、店舗運営においては、スクラップアンドビルドの考え方から、採算店舗は販売強化、不採算店舗についてはクローズし、新たな店舗開設について検討しております。

また、Eコマース事業の(株)セレクトティブと連携し、本年6月よりクレイサスブランドのコスメティック商品の販売を開始しました。クレイサスのブランドマークであるカメラ（椿）の成分を配合した同ブランドならではの商品として好評です。CLATHASのライセンス事業については、当社が管理面の強化にあっておりますが、引き続き実店舗網を管理する既存チームとの連携を強化し、これまで以上の収益の確保を目指してまいります。

濱野皮革工藝(株)につきましては、(株)セレクトティブによるオンラインショップでの売上が大幅拡大しているものの、販売チャネルのなかでも大きな割合を占めていたTVショッピング部門における不振が響き、前年同期比で大きな減収減益となりました。引き続き多角化した販売チャネルの見直し、より効率的な生産体制の確立、さらなるコスト削減を推進し、企業体質改善に取り組んでまいります。また、これまで生産及び卸が同社のルーツとして根強く意識されていましたが、同社製品の魅力を一人一人のお客様に訴求できるような方策を実行していくことで営業面での強化に努める所存です。つまり、TVドラマやファッション誌等での露出を継続し「知る人ぞ知る」ブランドであった同社の知名度を向上させること、従来の商品群に比べてより高級路線の商品を投入しブランドとしての印象度を向上させることから、ブランド価値を向上させ、業績回復を目指してまいります。なお、台湾において当社グループの拓莉司国際有限公司の販売管理のもと、CLATHASおよびHAMANOの商品を取り扱うショップを開始しました。

これらの結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は1,052百万円（前年同期比9.7%減）と若干の減収となったものの、営業利益は20百万円（前年同期比308.8%増）と大幅な増益となりました。

## (2) 財政状態の分析

### (資産)

当第2四半期連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ249百万円増加し、8,164百万円となりました。これは主に、「現金及び預金」が629百万円増加し、「受取手形及び売掛金」が209百万円、流動資産の「その他」が141百万円減少したためであります。

### (負債)

当第2四半期連結会計期間末における負債合計は、前連結会計年度末に比べ307百万円増加し、1,304百万円となりました。これは主に、前受金308百万円の増加によるものであります。

### (純資産)

当第2四半期連結会計期間末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べ58百万円減少し、6,860百万円となりました。これは主に、配当金の支払に伴う資本剰余金120百万円の減少、四半期純利益計上に伴う利益剰余金41百万円の増加、新株予約権17百万円の増加によるものであります。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、税金等調整前四半期純利益は85百万円となり、配当金の支払があったものの、売上債権の減少、前受金の増加等があったことにより、前連結会計年度末に比べ657百万円増加し、当第2四半期連結累計期間末においては2,329百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は781百万円（前年同期は473百万円の回収）となりました。主な資金の増加要因は、税金等調整前四半期純利益85百万円、売上債権の減少191百万円、未収入金の減少127百万円及び前受金の増加308百万円です。主な資金の減少要因は、たな卸資産の増加47百万円です。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は16百万円（前年同期は12百万円の回収）となりました。これは主に、定期預金の払い出しによるものです。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は144百万円（前年同期は247百万円の使用）となりました。これは主に配当金の支払いによるものです。

#### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

##### 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社及び当社グループの事業特性並びに株主をはじめとする国内外の顧客・社員・取引先などの各ステークホルダーとの間に築かれた関係や当社の企業価値の本源を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、継続的もしくは持続的に向上させる者であることが必要と考えております。

そうした考え方を基本にしながら、当社は金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様が自由な意思と判断に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

##### 基本方針の実現に資する取組みについて

当社は平成7年にソフトウェアの開発・販売会社として創業、平成19年からは純粋持株会社にその組織体制を変更し、現在は事業子会社5社を傘下に、グループ企業の経営・統括を行っております。主要な事業ポートフォリオは建設コンサルタント事業とファッションブランド事業の2つとなっております。

当社の存在意義は、成長の可能性を持ちながらも様々な要因によってそれを実現できずにいる企業を再生することです。当社は事業ポートフォリオの売買を積極的に実行する、バイアウト型の投資会社ではなく、当社グループ傘下事業会社の再生・拡大を図り、企業グループ全体の価値を長期にわたって継続的に向上させていくことが、その大きな目標となっております。グループ会社の再生を通して、ともに成長することによって、企業グループ全体の価値を向上させること、それが当社を取り巻く全てのステークホルダーにとって最良の結果をもたらすものと考えております。

当社及び当社グループの企業価値の主な源泉は、グループ会社経営で培った知恵と意志の力、各事業において培われた技術力、顧客とのサービスの品質に基づいた長期にわたる信頼関係にあると考えております。

まず、につきましては、当社のグループ会社経営に関する基本的な指針として、各事業会社の経営の自由度を容認しながらも、進むべき方向性を見出すことを支援し、その結果として、各事業会社のグループ全体に対する貢献度上昇の促進を目指しております。したがって、各事業会社がその属する業界固有の考え方から脱却し、それぞれがグローバルな企業として認められるためにいかにグループ標準に近付けるようにリードできるか、という課題に常に向き合っております。そうした中から、企業グループ統括のためのノウハウが蓄積され、指導力を発揮するための知性が磨かれることに結びついてきました。そもそも、当社の経営陣が抱いているグループ全体の改善についての意志は比類無き強さであり、その気持ちを現場のグループ企業の全役員に浸透させることにより、グループ全体の企業価値の向上に対する意欲の高揚につなげております。

次に、の技術力に関しましては、水関連に特化した建設コンサルタントとしての確固たる技術、ファッション業界の激しい競争を乗り越え、長い歴史の中で培われた商品開発力を保持しております。また、建設コンサルタント事業分野では水関連事業から、従来の枠を超えて地球環境関連市場に新しいニーズを開拓した展開をする予定であります。

次に、のサービスの品質に基づいた顧客との信頼関係の面では、当社グループは、上述の事業を長年にわたり展開を進めてきた結果、高い技術力とサービスの質をもつ会社として、顧客の高い信頼を得ており、この信頼が当社グループの企業価値を高めるための大きな要素となっております。

このような創業以来の当社及び当社グループの取組みの積み重ねが現在の企業価値の源泉になっております。当社の企業文化の継続・発展を通してのみ当社の社会的意義を高めることになり、結果として企業価値及び株主共同利益を最大化することにつながるものと考えております。

一方、近年、当社グループの事業を取り巻く環境は大きく動きつつあります。当社ではコンプライアンス、品質に対する社会の厳しい要請や技術競争の流れに沿った多様な契約形態への対応を迅速に進めてまいりました。このような変化に対応しつつ当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するために、長期ビジョンとして当社グループの上部市場への再上場の実現を目標とし、中期的な取組みとして、「景気変動の影響を受けない企業グループになること、小さくとも知性を使ってその世界ではNo.1となり光ることのできる企業になること。」を目標に掲げ、厳しい経営環境の中で、成長を持続させてまいります。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を導入することを決議し、平成20年3月26日開催の当社定時株主総会において、本プランの導入について、平成23年3月25日開催の当社定時株主総会において、本プランの継続について、株主の皆様のご承認を得ております。本プランの詳細につきましては以下のとおりです。

#### 本プランの内容

##### (イ) 本プランに係る手続き

##### (a) 対象となる大規模買付等

本プランは以下の( )又は( )に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

( ) 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け

( ) 当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

##### (b) 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

( ) 買付者等の概要

- ・ 氏名又は名称及び住所又は所在地
- ・ 代表者の役職及び氏名
- ・ 会社等の目的及び事業の内容
- ・ 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要
- ・ 国内連絡先
- ・ 設立準拠法

( ) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び、意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

( ) 買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

##### (c) 「本必要情報」の提供

上記(b)の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記(b)( )の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、係る「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及

び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

- ( ) 買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）
- ( ) 大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。）
- ( ) 大規模買付等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- ( ) 大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- ( ) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- ( ) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ( ) 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- ( ) 大規模買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ( ) 大規模買付等の後における当社及び当社の従業員、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- ( ) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策  
なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。  
また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。
- ( d ) 取締役会評価期間の設定等  
当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の( )又は( )の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。
  - ( ) 対価を現金（円価）のみとする公開買付けによる当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間
  - ( ) その他大規模買付等の場合には最大90日間当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様が開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。
- ( e ) 取締役会の決議  
当社取締役会は、上記( d )の検討等の後、以下の手続きに従い、対抗措置の発動の是非について決議を行うものとします。
  - ( ) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合  
当社取締役会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合には、原則として対抗措置の発動の決議を行うものとします。  
当社取締役会は、対抗措置の発動の決議に先立ち、株主の皆様意思を確認することが適切と判断する場合、下記( f )に定める手続きを行うものとします。

この場合、当社取締役会は、下記(f)に定める株主総会の決定に従って、速やかにその手続きに移りません。

( ) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合

当社取締役会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、仮に大規模買付等に反対であったとしても、当該買付等に反対意見を表明することに留め、原則として対抗措置の不発動の決議を行うものとします。

ただし、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合であっても、買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合には、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、対抗措置を発動すべきであると判断することがあります。この場合、当社取締役会は、対抗措置の発動の賛否に関し株主の皆様の意思を確認するため、下記(f)に定める株主総会開催の手続きを行うものとします。当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は、株主総会の決議に従って、速やかにその手続きに移ります。

なお、別に開示している「当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型」に掲げるいずれかに該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付等は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められることとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

(f) 株主意思の確認

当社取締役会は、上記(e)( )に該当する場合、及び、上記(e)( )に該当しかつ当社取締役会が必要と認める場合、株主総会を開催し対抗措置発動に関する株主の皆様の意思を確認するものとします。

株主意思の確認を行う場合は、当社取締役会は、実務上可能な限り最短の時間で株主総会を開催できるよう、速やかに株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議します。当社取締役会において株主総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点を以て終了するものとします。当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主総会における決定に従い、本新株予約権の無償割当てに必要な手続きを遂行します。(株主総会において本新株予約権の無償割当て事項の決定を取締役に委任する旨の決議がなされた場合には、本新株予約権無償割当ての実施に関する取締役会決議を行います。)

また、当社取締役会は、株主総会を実施した場合には、決議結果その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

(g) 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会又は株主総会が上記(e)または(f)の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、( )買付者等が大規模買付等を中止した場合又は( )対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止を行なうものとします。

当社取締役会は、対抗措置発動の停止の決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

(h) 大規模買付等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続きを遵守するものとし、大規模買付等の提案以降、当社取締役会又は株主総会にて対抗措置の発動又は不発動の決議を行うまでは、大規模買付等を開始することはできないものとします。

(ロ) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(イ)(e)又は(f)に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行うこととします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別に定めている「新株予約権無償割当ての概要」の通りといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動が決議された後又は発動後においても、上記(イ)(g)に記載の通り、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置の発動が決議された場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(イ)(g)に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。



(ハ) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成26年3月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合には、本プランを修正する場合があります。

当社は、本プランが廃止、又は本プランの内容について株主の皆様へ実質的な影響を与えるような変更が行われた場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

本プランの合理性

(イ) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえています。

(ロ) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記に記載の通り、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に應じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(ハ) 株主意思を重視するものであること

本プランは、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく大規模買付等がなされた場合を除き、買付者等による大規模買付等に対する対抗措置の発動について株主の皆様のご意思を直接確認するものです。

また、本プランは、当社株主総会にて、株主の皆様のご承認をいただいたうえで継続するものです。上記（ハ）に記載したとおり、当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(ニ) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記（イ）に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(ホ) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記（ハ）に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

株主の皆様への影響

(イ) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の（イ）に記載の通り、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(ロ) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの手続きに従い、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権2個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、本プランの手続きに従い、本新株予約権の無償割当ての決議がなされた場合であっても、上記(イ)(g)に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様が、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(ハ) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続き

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく必要が生じる可能性があります。(その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。)ただし、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続きをとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法、及び株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,700,000
計	4,700,000

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成24年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,340,000	1,340,000	大阪証券取引所 JASDAQ (グロース)	単元株式数 10株
計	1,340,000	1,340,000		

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成24年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

## (2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

## 第2回株式報酬型新株予約権

決議年月日	平成24年5月15日
新株予約権の数(個)	1,240
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	当社の取締役、監査役及び執行役員いずれかの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内 自 平成24年5月21日 至 平成54年5月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,374 資本組入額 687
新株予約権の行使の条件	本新株予約権者は、割り当てられた本新株予約権の割当個数の全部を一括して行使する。 本新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継し、新株予約権者が死亡した日から1年間に限り本新株予約権を行使できる。 当社が消滅会社となる合併契約承認議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から30日間以内に限り本新株予約権を行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権を、発行済み新株予約権の条件に準じて、それぞれ交付することとする。ただし、その旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

第10回新株予約権

決議年月日	平成24年 5月15日
新株予約権の数(個)	425
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,250
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,779
新株予約権の行使期間	自 平成26年 5月19日 至 平成34年 4月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,066 資本組入額 1,033
新株予約権の行使の条件	本新株予約権者は、権利行使時において当社若しくは当社子会社の取締役又は従業員の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合は、この限りではない。 本新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができない。 当社と本新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反していないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権を、発行済み新株予約権の条件に準じて、それぞれ交付することとする。ただし、その旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成24年 4月1日～ 平成24年 6月30日	-	1,340,000	-	5,000,000	-	-

(6) 【大株主の状況】

平成24年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
エムエルビー エフエス カストディー アカウント (常任代理人 メリルリンチ日本証券株式会社)	SOUTH TOWER WORLD FINANCIAL CENTER NEW YORK N.Y. USA (東京都中央区日本橋1-4-1 日本橋一丁目ビルディング)	21,386	1.59
池田均	東京都杉並区	15,915	1.18
清水豊晴	東京都文京区	11,100	0.82
松田ミネ子	愛媛県東温市	10,300	0.76
竹林義則	静岡県浜松市中区	9,390	0.70
日本証券金融株式会社	東京都中央区	8,920	0.66
小林律子	埼玉県入間郡越生町	7,578	0.56
永井千恵子	静岡県浜松市浜北区	6,840	0.51
陳衍夫	東京都江東区	6,771	0.50
佐藤有希子	東京都北区	6,740	0.50
計	-	104,940	7.83

(注) 上記のほか、自己株式が139,820株あります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 139,820	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,143,830	114,383	-
単元未満株式	普通株式 56,350	-	-
発行済株式総数	1,340,000	-	-
総株主の議決権	-	114,383	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が20株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれております。

## 【自己株式等】

平成24年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 株式数の割合 (%)
株式会社トライアイズ	東京都千代田区紀尾井町4 番1号	139,820	-	139,820	10.43
計	-	139,820	-	139,820	10.43

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年1月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、清陽監査法人による四半期レビューを受けております。



1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,724,060	2,353,835
受取手形及び売掛金	460,853	251,614
有価証券	104,169	104,211
商品及び製品	243,717	305,024
仕掛品	705,936	693,598
原材料及び貯蔵品	53,047	54,824
その他	245,404	104,127
貸倒引当金	11,000	469
流動資産合計	3,526,190	3,866,768
固定資産		
有形固定資産		
土地	831,770	816,737
その他(純額)	281,814	274,262
有形固定資産合計	1,113,584	1,090,999
無形固定資産		
のれん	1,107,206	1,020,412
その他	64,163	64,400
無形固定資産合計	1,171,369	1,084,813
投資その他の資産		
投資有価証券	1,787,700	1,787,700
その他	339,302	366,801
貸倒引当金	22,717	32,093
投資その他の資産合計	2,104,285	2,122,408
固定資産合計	4,389,240	4,298,221
資産合計	7,915,430	8,164,989

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	159,728	200,458
未払法人税等	39,751	61,960
前受金	443,544	752,230
賞与引当金	6,100	36,140
返品調整引当金	4,931	4,999
受注損失引当金	37,093	22,589
その他	218,441	156,654
流動負債合計	909,589	1,235,034
固定負債		
資産除去債務	22,691	22,805
その他	64,769	47,075
固定負債合計	87,460	69,881
負債合計	997,050	1,304,916
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,000,000	5,000,000
資本剰余金	4,504,919	2,222,513
利益剰余金	2,332,124	128,521
自己株式	266,652	266,816
株主資本合計	6,906,142	6,827,175
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	612	2,059
その他の包括利益累計額合計	612	2,059
新株予約権	12,850	30,838
純資産合計	6,918,379	6,860,073
負債純資産合計	7,915,430	8,164,989

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)
売上高	3,329,444	2,807,341
売上原価	2,256,222	1,796,211
売上総利益	1,073,222	1,011,129
販売費及び一般管理費	1,010,720	923,441
営業利益	62,501	87,688
営業外収益		
受取利息	1,003	1,206
受取配当金	94	-
不動産賃貸収入	9,858	9,858
投資有価証券清算分配金	-	6,936
為替差益	12,669	3,306
その他	11,997	2,741
営業外収益合計	35,623	24,049
営業外費用		
支払利息	2,398	327
不動産賃貸原価	5,167	5,408
その他	977	1,106
営業外費用合計	8,543	6,842
経常利益	89,581	104,895
特別利益		
貸倒引当金戻入額	110,039	-
特別利益合計	110,039	-
特別損失		
固定資産除却損	17	1,738
減損損失	1,576	15,033
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	9,582	-
事業整理損	6,411	-
その他	541	2,222
特別損失合計	18,129	18,994
税金等調整前四半期純利益	181,492	85,901
法人税等	68,862	44,676
少数株主損益調整前四半期純利益	112,630	41,225
少数株主損失( )	683	-
四半期純利益	113,313	41,225

【四半期連結包括利益計算書】  
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	112,630	41,225
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	406	2,672
その他の包括利益合計	406	2,672
四半期包括利益	112,223	43,897
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	112,906	43,897
少数株主に係る四半期包括利益	683	-

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	181,492	85,901
減価償却費	34,274	29,438
減損損失	1,576	15,033
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	9,582	-
のれん償却額	86,794	86,794
株式報酬費用	11,919	17,988
貸倒引当金の増減額(は減少)	257,201	9
賞与引当金の増減額(は減少)	22,326	30,040
受注損失引当金の増減額(は減少)	39,923	14,503
返品調整引当金の増減額(は減少)	1,564	68
受取利息及び受取配当金	1,097	1,206
支払利息	2,398	327
投資有価証券清算分配金	-	6,936
為替差損益(は益)	11,196	359
固定資産除却損	17	1,738
売上債権の増減額(は増加)	27,348	191,961
破産更生債権等の増減額(は増加)	257,501	300
たな卸資産の増減額(は増加)	223,799	47,652
未収入金の増減額(は増加)	79,936	127,879
仕入債務の増減額(は減少)	31,753	34,327
前受金の増減額(は減少)	197,045	308,685
未払金の増減額(は減少)	96,654	21,544
その他	28,196	31,178
小計	465,595	807,812
利息及び配当金の受取額	921	1,123
利息の支払額	2,398	327
法人税等の還付額	25,097	99
法人税等の支払額	15,965	27,129
営業活動によるキャッシュ・フロー	473,251	781,578
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	9,508	12,879
無形固定資産の取得による支出	3,385	9,908
投資有価証券の清算による収入	-	6,936
定期預金の預入による支出	100,000	132,252
定期預金の払戻による収入	100,000	159,707
貸付けによる支出	-	1,500
貸付金の回収による収入	3,846	4,985
その他	21,209	1,197
投資活動によるキャッシュ・フロー	12,162	16,286

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	150,000	-
長期未払金の支払による支出	9,500	33,061
自己株式の処分による収入	25	-
自己株式の取得による支出	86,100	164
配当金の支払額	-	108,619
リース債務の返済による支出	2,406	2,506
財務活動によるキャッシュ・フロー	247,981	144,351
現金及び現金同等物に係る換算差額	12,966	4,357
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	250,399	657,871
現金及び現金同等物の期首残高	1,927,378	1,671,620
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,177,778	2,329,491

【会計方針の変更等】

当第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)	
(減価償却方法の変更)	
当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当第2四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。	
この変更による損益に与える影響は軽微であります。	

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)	
1. 税金費用の計算	税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益又は税引前当期純損失に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失に当該見積実効税率を乗じて計算しております。但し、見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用しております。

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)	
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)	
第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。	

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給料手当 358,668千円	給料手当 320,117千円
不動産賃借料 100,957	不動産賃借料 80,053

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年6月30日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成24年6月30日現在)
現金及び預金勘定 2,173,653千円	現金及び預金勘定 2,353,835千円
有価証券(MMF) 104,124	有価証券(MMF) 104,211
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 100,000	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 128,556
現金及び現金同等物 2,177,778	現金及び現金同等物 2,329,491

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年6月30日)

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成24年1月1日至平成24年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年3月27日 定時株主総会	普通株式	120,027千円	100円	平成23年12月31日	平成24年3月28日	資本剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動  
該当事項はありません。



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	建設コンサル タント事業	ファッション ブランド事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,163,980	1,165,463	3,329,444	-	3,329,444
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	0	0	0	-
計	2,163,980	1,165,464	3,329,444	0	3,329,444
セグメント利益	46,995	5,025	52,021	10,480	62,501

(注)1. セグメント利益の調整額10,480千円には、セグメント間取引消去14,640千円、各報告セグメントに配分していない全社収益及び全社費用の純額 4,159千円が含まれております。全社収益は、主に子会社からの経営指導料であり、全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整しております。

当第2四半期連結累計期間(自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	建設コンサル タント事業	ファッション ブランド事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,754,367	1,052,973	2,807,341	-	2,807,341
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	1,754,367	1,052,973	3,807,341	-	2,807,341
セグメント利益	57,412	20,544	77,957	9,731	87,688

(注)1. セグメント利益の調整額9,731千円には、セグメント間取引消去14,640千円、各報告セグメントに配分していない全社収益及び全社費用の純額 4,908千円が含まれております。全社収益は、主に子会社からの経営指導料であり、全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第2四半期連結累計期間において「建設コンサルタント事業」で減損損失15,033千円を計上していません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	92円88銭	34円35銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	113,313	41,225
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	113,313	41,225
普通株式の期中平均株式数(株)	1,220,051	1,200,230
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-	34円08銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	9,592
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 8月14日

株式会社トライアイズ  
取締役会 御中

清陽監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 大河原 恵史 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松淵 敏朗 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社トライアイズの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成24年1月1日から平成24年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トライアイズ及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。